

伊 勢 市 公 報

第 116 号
平成 22 年 9 月 6 日
月 曜 日

目 次

頁

規 則

- 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

- 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

告 示

- 地縁団体「寝起松町内会」の代表者変更に伴う告示について
- 平成 22 年度補正予算（補正第 2 号）の公表について
- 平成 22 年度補正予算（補正第 3 号）の公表について

上下水道告示

- 流域関連公共下水道の供用開始について

公 告

- 公示送達
- 職員採用について
- 伊勢都市計画道路の変更にかかる都市計画素案の縦覧公告について

病院公告

- 看護大学入学試験推薦について
- 病院職員採用試験について

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成 22 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中伊勢市二見放課後児童クラブ第 2 の項及び伊勢市御薮放課後児童クラブ第 2 の項を削る。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(事業の実施)

第 3 条の 2 次の各号に掲げる条例の規定により、第 2 条の表に掲げる児童クラブは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が前条各号に掲げる事業の全部又は一部を実施するものとする。

(1) 伊勢市放課後児童健全育成施設条例(平成 17 年伊勢市条例第 90 号)第 5 条第 1 号

(2) 伊勢市児童館条例(平成 17 年伊勢市条例第 89 号)第 5 条第 1 号

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に、「あるときは、変更する」を「あると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更する」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

児童クラブの開設時間は、放課後から午後 6 時までとする。ただし、学校休業日においては午前 8 時から午後 6 時までとする。

第 6 条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て、」を加える。

第 9 条を次のように改める。

(利用者負担)

第 9 条 指定管理者は、児童クラブの事業を実施するために必要な経費の

一部として別表第2に掲げる利用者負担を徴収することができる。

2 指定管理者は、利用者負担をその収入とすることができる。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第2号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第15条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「第11条」を「第12条」に改め、同条第3号中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「可否」を「入会の可否」に、同条第2項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「市長」を「指定管理者」に、「次の各号」を「利用しようとする児童が次の各号」に改め、「該当する」の次に「と認める」を加え、「児童クラブの利用」を「その利用」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条の見出し中「利用料」を「利用者負担」に改め、同条中「利用料」を「利用者負担」に、「市長」を「指定管理者」に、「利用料の」を「その」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(利用者負担の減額)

第10条 指定管理者は、児童クラブを利用する児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用者負担を減額することができる。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により、生活扶助を受けている世帯 児童 1 人につき、2,000 円
- (2) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 87 号)の規定により、一人親家庭等として受給の認定を受けている世帯 児童 1 人につき、2,000 円

別表第 1 中伊勢市二見放課後児童クラブ第 2 の項及び伊勢市御菌放課後児童クラブ第 2 の項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

放課後児童クラブの名称	利用者負担 (児童 1 人につき)
伊勢市二見放課後児童クラブ第 1	月額 5,000 円
伊勢市小俣放課後児童クラブ	
伊勢市明野放課後児童クラブ	
伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1	

様式第 1 号中「(第 13 条関係)」を「(第 14 条関係)」に、「伊勢市長」を「指定管理者」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「(第 14 条関係)」を「(第 15 条関係)」に、「伊勢市長」を「指定管理者」に改める。

様式第 4 号中「(第 16 条関係)」を「(第 17 条関係)」に、「伊勢市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 22 年 8 月 25 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市立四郷幼稚園の項中「50」を「30」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市立四郷幼稚園の園児定員を改めるため、規則を改正しようとするものである。

伊勢市告示第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
寝起松町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 22 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 洋
	伊勢市神久 1 丁目 4 番 6 号
変更後	川 村 忠 司
	伊勢市神久 1 丁目 3 番 6 号

伊勢市告示第 70 号

平成 22 年 6 月 3 日開議の市議会臨時会で議決を経た平成 22 年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 22 年 8 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 2 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 1, 4 3 6, 0 9 2 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		152,741	186	152,927
	1 労働諸費	152,741	186	152,927
15 予備費		49,036	△186	48,850
	1 予備費	49,036	△186	48,850
歳出合計		41,436,092	0	41,436,092

伊勢市告示第 71 号

平成 22 年 7 月 14 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 22 年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 22 年 8 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成22年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

平成22年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,884,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44,320,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		8,276,000	650,000	8,926,000
	1 地方交付税	8,276,000	650,000	8,926,000
13 分担金及び負担金		1,026,428	541	1,026,969
	1 負担金	1,026,428	541	1,026,969
15 国庫支出金		5,691,380	233,278	5,924,658
	2 国庫補助金	1,158,916	233,278	1,392,194
16 県支出金		2,448,071	158,734	2,606,805
	2 県補助金	824,511	157,026	981,537
	3 委託金	376,918	1,708	378,626
18 寄附金		24,003	360	24,363
	1 寄附金	24,003	360	24,363
19 繰入金		46,104	505,500	551,604
	1 基金繰入金	46,104	505,500	551,604
20 繰越金		50,000	387,503	437,503
	1 繰越金	50,000	387,503	437,503
21 諸収入		552,077	21,462	573,539
	5 雑入	499,617	21,462	521,079
22 市債		5,298,500	927,000	6,225,500
	1 市債	5,298,500	927,000	6,225,500
歳入合計		41,436,092	2,884,378	44,320,470

